

田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年11月14日(金) 9時30分～

2 場 所 田布施町役場 3階 議事堂

3 出席者

委員

会長 南 一成 出席 欠席

会長職務代理者 小坂 竜一 出席 欠席

農業委員

1番 今井 清弘 出席 欠席

2番 福本 卓雄 出席 欠席

3番 重森 陽 出席 欠席

4番 永田 洋一 出席 欠席

5番 田熊 享子 出席 欠席

農地利用最適化推進委員

6番 西本 浩二 出席 欠席

7番 山城 啓一 出席 欠席

8番 野坂 雅司 出席 欠席

9番 塩田 博史 出席 欠席

10番 山本 泰弘 出席 欠席

11番 時廣 浩二 出席 欠席

12番 木下 嗣生 出席 欠席

事務局

事務局長 長谷 満晴 出席 欠席

書記 松本 尚樹 出席 欠席

書記 松元 雄大 出席 欠席

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告第1号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る意見聴取について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 南 一 成

署名委員 重 森 陽

署名委員 福 本 卓 雄

議長 ただ今から、令和7年第11回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に福本委員と重森委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について』

『報告第1号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る意見聴取について』を議題といたします。

それでは「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号3をご覧ください。申請地は、役場より北東約2.7kmに位置する農用地です。位置は3条-1で示しています。取得目的については、経営安定化。利用計画については、水稻です。

申請によれば農地法上の要件は満たしています。

申請地は現在、譲渡人が既に利用権設定をして耕作しており、今回改めて所有権移転をするものです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

山本委員 申請地は、ほ場整備されて成形された区画の田んぼで、今までも譲受人がずっと耕作をしておりましたので、問題ありません。

永田委員 問題ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成

の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第1号2番の説明を事務局より願います。

事務局 ページ番号5をご覧ください。申請地は、役場より南西約2.4kmに位置する第2種農地です。位置は3条-2で示しています。

同一ページに5条の申請地もありますが、こちらにつきましては、後程の議案第2号でご説明します。

譲受人は申請地隣に住宅を新築予定で、住宅に付属する農地として取得するものです。

利用計画については、露地野菜を中心とした畑地利用で、専業農家である母親と家族で耕作するとのことです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたら願います。

野坂委員 現在の所有者は、今までは稲作をして土地を管理していましたが、高齢により作業が困難となり2年前にこの土地を売りに出されております。購入された方は専業農家ということで、農地として利用されるということで、特に問題ありません。

小坂委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありますか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号2番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号2番は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号5と6を一緒にご覧下さい。申請者は1つ前の議案と同一の者です。位置は5条-1で示しています。

転用目的については、所有権移転で自己用住宅の建築です。譲受人は現在、県外在住ですが、この度Uターンで地元に戻って新築するものです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

野坂委員 今回の住宅地ですけど、3条のエリアと同じ箇所であり、近くには農地や民家ありません。ポツンと一軒家のために、特に周囲に与える影響もないために、特に問題はありません。

小坂委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第2号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号7と8を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南1.3kmに位置する第二種農地です。位置は5条-2で示しています。

転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。田布施町太陽光発電設備の設置・管理に関する要綱に基づく事前周知措置を行ったことを確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

時廣委員 ここは両サイド太陽光があるというような状況になっています。ずっとここは荒れた状態で、時々草刈りをされるという状態だったので、こういうふうになるほうが、かえっていいのかな、と思っております。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号2番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号2番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第2号3番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号9と10を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南西1.8kmに位置する第二種農地です。位置は5条-3で示しています。

転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。田布施町太陽光発電設備の設置・管理に関する要綱に基づく事前周知措置を行ったことを確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地の近くに既に太陽光発電ある場所で、別に問題はありません。

南委員 私も問題ないと思います。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号3番を採決します。原案のとおり決定することに賛成

の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号3番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第2号4番の説明を事務局より願います。

事務局 ページ番号11と12を一緒にご覧ください。申請地は、役場より北東3.5kmに位置する農用地です。位置は5条-4で示しています。転用目的については、農業用施設用地です。申請地については、既に許可外転用の手続きを踏み、地元農業法人が農業用施設用地として使用していますが、この度、譲受人が経営規模拡大するにあたり、1棟農機具倉庫を新設し、所有権移転するため申請するものです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたら願います。

山本委員 申請地は許可外転用で、組合員さんの土地を使って地元農業法人のほうで農機具倉庫等を建てている所なんですけれども、この度新たに参入しました譲受人の農業法人が規模拡大のため農機具を新たに取得して、農機具倉庫を建設しようとしているもので、新たに土地を取得して農機具倉庫と洗車場等をつくるものであり、問題はありません。

永田委員 問題ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号4番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号4番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第2号5番の説明を事務局より願います。

事務局 ページ番号13と14を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南西2kmに位置する第二種農地です。位置は5条-5で示しています。転用目的については、所有権移転で資材置場に係る敷地拡張です。現状は、無断転用状態で始末書の提出を確認しております。

本案件は、以前の総会にて『土砂が原因で濁水が農業用用水路に流入し、水田の取水に支障が出ている。』との理由で保留されています。

この点について、地元団体と見切壁設置、被害補償対応、環境保全に係る合意書を取り交わし、既に見切壁の設置等対応していることから、この度改めて申請があったものです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地につきましては、始末書も提出されていますし、現在資材置場として利用されていますので、別に問題はないと思います。

南委員 実はですね、以前この下(しも)のほうの田んぼがここから水を取っていたんですが、この度ほ場整備をした時に、その一番上流にですね、この水があまりよろしくない、というのでボーリングをしました。従って、この水はもう農業用水としてあまり意味がない、ということで問題はないと思っております。以上です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号5番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号5番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第2号6番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号15と16を一緒にご覧ください。申請地は、役場より北西0.3kmに位置する第三種農地です。位置は5条-6で示しています。

転用目的については、所有権移転で接道に係る敷地拡張です。

現住宅の敷地が県道拡幅にかかり、申請地南に自己用住宅を新築予定ですが、接道がとれないため、申請地を取得し有効利用するものです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地は〇〇の近くで、敷地への進入路に使うということですので別に問題はありません。

南委員 私もそう思っています。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号6番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号6番は原案のとおり決定致しました。

次に報告事項に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局 「報告第1号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る意見聴取について」ページ番号17と18に記載しております。

この度は「2段階方式」の5件を記載しております。

事前に事務局で要件事項を確認の上、『意見なし』として処理しておりますので報告させていただきます。以上です。

議長 本案件については、報告事項です。各自ご高覧賜りますようお願いいたします。

議長 それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了) 本日の日程は全て終了しました。令和7年第11回田布施町農業委員会総会を閉会します。